

# 一般社団法人 日本鉄鋼協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本鉄鋼協会（英文名：The Iron and Steel Institute of Japan、略称：ISIJ）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、鉄、鋼等に関する学術、技術そのほか一切の問題を研究調査し、わが国における鉄鋼業の振興発達を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 講演会、研修会等の開催および育成事業
  - 二 研究調査および研究助成
  - 三 学術誌その他学術図書の刊行
  - 四 研究業績の表彰
  - 五 そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

## 第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- 一 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人
- 二 名誉会員：わが国の鉄鋼業に関し功績名望ある者として理事会の議決を経て会長が推举した個人
- 三 賛助会員：この法人の目的に賛成して多額の寄付をした者、または特にこの法人に対し功労のあった者として理事会で議決された個人
- 四 維持会員：この法人の目的に賛同しこの法人の事業を維持するために入会した団体
- 五 準会員：この法人の目的に賛同して入会した個人であって正会員に準ずる者
- 六 学生会員：短期大学、高等専門学校、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した者
- 七 外国会員：この法人の目的に賛同して入会した外国在住の個人および外国所在の団体

(代議員)

第6条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員は、概ね正会員50名の中から1人の割合で選出される代議員とする。

2 代議員は、正会員による代議員選挙で選出する。代議員選挙を行うために必要な規程は理

事会において定める。

- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選挙後最初に開催される定時社員総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員の解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする）。
- 6 代議員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
  - 一 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - 二 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - 三 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - 四 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
  - 五 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - 六 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - 七 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - 八 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 8 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

#### （入会）

- 第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 名誉会員に推挙された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

#### （経費の負担）

- 第8条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。
- 2 既納の入会金および会費は返還しない。
  - 3 賛助会員、維持会員、準会員および学生会員は、入会金を納めることを要しない。
  - 4 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- 一 この法人の定款又は規則に違反したとき
  - 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - 三 その他の正当な事由のあるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合（任意退会および除名）のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費を1年を超えて滞納したとき
- 二 全ての社員の同意があったとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または会員である団体が解散したとき
- 四 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。
- 3 代議員たる会員が、第9条、第10条および第11条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事および監事の選任または解任
- 三 理事および監事の報酬等の額またはその規程
- 四 各事業年度の事業報告および決算
- 五 定款の変更
- 六 解散および残余財産の処分

- 七 その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項  
2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面（開催通知）に記載した目的および審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 理事会において開催の決議がなされたとき
- 二 総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員から、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 4 社員総会の招集の通知は、法令に定めるところの電磁的方法で発することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 社員総会は、総代議員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - 一 会員の除名
  - 二 監事の解任
  - 三 定款の変更
  - 四 解散および残余財産の処分
  - 五 その他法令またはこの定款で定められた事項
- 3 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わ

なければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第21条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は、代理権を証明する書類をあらかじめ提出しなければならない。

- 2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
- 3 第1項および第2項の場合における第19条（定足数）および第20条（決議）の規定の運用については、その代議員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第22条 理事または代議員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなすものとする。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

- 2 議長ならびに出席した代表理事および業務執行理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 15名以上30名以内
- 二 監事 1名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長および副会長を法人法上の代表理事とし、専務理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第25条 役員は、社員総会において、これを選任する。

- 2 会長、副会長および専務理事は、理事会において、理事のうちから選定する。
- 3 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行す

る。

- 2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 専務理事は、会長および副会長を補佐する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
  - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。
  - 5 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が發せられない場合は、直接、理事会を招集する。
  - 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
  - 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
  - 8 以上各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### (役員の任期)

- 第28条 役員（理事および監事）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第29条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により行われなけれ

ばならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競業利益相反取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - 二 自己または第三者のためにするこの法人との取引
  - 三 この法人がその理事の債務を保証すること
  - 四 その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を延滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第32条 この法人は、法人法に規定される役員の法人に対する損害賠償責任について、法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- 二 規則および規程の制定ならびに変更または廃止
- 三 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- 四 理事の職務の執行の監督
- 五 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- 六 新規会員の入会の承認
- 七 その他法令およびこの定款で定める事項

(開催)

第35条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする

理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

四 第27条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招 集)

第36条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号または4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 監事は、理事会にて説明を求め意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

(報告の省略)

第41条 役員が、役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第6項(職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事および業務執行理事ならびに監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
  - 二 事業報告の附属明細書
  - 三 貸借対照表
  - 四 正味財産増減計算書
  - 五 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
  - 3 第1項の書類のほか監査報告を、定款、社員名簿と共に主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会および支部

(委員会および支部)

第52条 この法人の事業を円滑に運営推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および必要な地に支部（以下、委員会等という）を設置することができる。

2 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報への掲載により行う。

## 第11章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には必要な職員を置く。

3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 その他事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 條則

(定款施行規則および規程)

第55条 この定款の施行に必要な事項は、理事会で定める定款施行規則および規程をもって定める。

## 付 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の会長（代表理事）は勝山憲夫、副会長（代表理事）は関 勇一および高木節雄、専務理事（業務執行理事）は小島 彰とする。

3. この法人の最初の理事および監事は、次に掲げる者とする。

理事 江阪久雄、遠藤健太郎、岡部道生、甲斐政浩、勝山憲夫、小島 彰、小関敏彦、近藤孝之、篠原 正、関 勇一、曾谷保博、高木節雄、谷口尚司、津崎兼彰、長坂徹也、中島英雅、西村博文、箱守一昭、原 信義、古原 忠、本多 敏、宮村一夫、明賀孝仁、森田一樹、山本高郁、吉田一也

監事 足立芳寛、田中泰彦

4. この法人の最初の代議員は、次に掲げる者とする。この代議員は、定款第6条に規定された代議員の選出と同じ方法により選出された者である。

赤羽 裕、秋山友宏、浅井 徹、足立芳寛、荒木秀樹、五十嵐正晃、磯上勝行、一田守政、

井出哲成、伊藤真二、井上 亮、岩井一彦、岩城正和、内田幸夫、宇都宮裕、江阪久雄、  
榎 学、遠藤健太郎、大貝晴俊、太田弘道、大谷博司、岡 弘、緒方公成、岡部道生、  
小川 茂、小倉 滋、小野信市、甲斐政浩、貝沼亮介、鹿毛和哉、柏谷悦章、勝山憲夫、  
加藤之貴、加藤嘉英、金井 洋、川合良彦、岸上公久、北川二朗、北村信也、木村一弘、  
熊井真次、桑原利彦、幸野 豊、小島 彰、小関敏彦、小松喜美、近藤孝之、齋藤公児、  
酒井潤一、坂入正敏、酒本義嗣、佐々木純、笹田幹雄、笹山眞一、佐藤道貴、佐原崇彦、  
篠原 正、清水正文、白井泰治、調 和郎、新貝 元、杉本公一、須佐匡裕、関 勇一、  
瀬村康一郎、曾谷保博、高木節雄、高瀬賢一朗、高橋健二、高橋 学、高松信彦、竹中 実、  
武本敏彦、田中泰彦、田邊孝治、谷口尚司、谷本進治、玉置 久、月橋文孝、津崎兼彰、  
辻 伸泰、辻本 敏、土山聰宏、堤 康一、恒川裕志、津山青史、鉄橋 彰、寺内琢雅、  
徳長幹恵、戸田裕之、富田俊郎、富永勝彦、友田 陽、外山和男、鳥越一平、永尾卓己、  
長坂徹也、中島邦彦、中島英雅、中野要一郎、永広和夫、灘 信之、成田 智、成吉幸雄、  
西野隆夫、西村博文、丹村洋一、沼倉 宏、野村 寛、箱守一昭、橋本 操、浜田直也、  
林 俊一、林 昭二、原 信義、原田幸明、日朝道人、東田賢二、樋口善彦、蛭田敏樹、  
廣畑和宏、藤田和夫、藤田 栄、藤田文夫、藤浪真紀、藤野伸司、古原 忠、本多 敏、  
前田恭志、松尾充高、松木一弘、松崎吉衛、三木祐司、三島良直、水口 誠、南 正道、  
三宅昭二、三宅貴久、宮村一夫、村井照幸、村上英樹、村田純教、明賀孝仁、森田一樹、  
安田秀幸、安永直弘、柳本 勝、柳本 潤、山口勉功、山口研三、山口 周、山田正人、  
山本毅洋則、山本高郁、湯川伸樹、吉江淳彦、吉田一也、吉村 敏、吉村貴典、渡邊 誠

5. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民  
法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわ  
らず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とす  
る。

(平成24年8月1日施行)